

提出日：西暦 2013 年 3 月 22 日

## 社外研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所  
報告者：田川 史絵

研修 テーマ	2012 年度事務職員能力認定制度研修
主催 者	日本弁護士連合会
受講 場所	愛知県弁護士会4階
受講 期間	平成 25 年 3 月 21 日
研修 内容	「離婚・その他家事事件」 講義で取り上げられた分野は以下です。 1 離婚・養育費に関する法律知識の解説 2 養育費請求調停・審判を例にした家事調停・家事審判手続の解説 （家事事件手続法の解説含む） 3 離婚調停・離婚訴訟を例にした人事訴訟手続の解説 4 保護命令の事案を例にした保護命令制度の解説 5 その他、法律事務職員として気をつけるべき点の解説
研修 の成 果及 び感 想	事務所で離婚は多く扱っているのので、すぐ業務上必要となる知識を多く学べて有意義な時間になりました。特に人事訴訟と手数料の部分については、実際に手続をしたことがない自分にとって、大変勉強になりました。 年金分割の3号分割については、妻が自分で年金事務所に請求できるが、平成20年4月1日以後の離婚にしか適用されないのので、同日以前の分については裁判所の手続などを利用することとなると学びました。 また保護命令申立については、先日委任契約書を初めて作成したので、命令の種類や管轄を具体的に学び、点が線につながりました。
受講 者	田川